

議案第 27 号

墨田区認定こども園条例を廃止する等の条例

上記の議案を提出する。

令和 6 年 9 月 9 日

提出者 墨田区長 山 本 亨

墨田区認定こども園条例を廃止する等の条例

(墨田区認定こども園条例の廃止)

第 1 条 墨田区認定こども園条例（平成 28 年墨田区条例第 59 号）は、廃止する。

(墨田区保育所条例の一部改正)

第 2 条 墨田区保育所条例（昭和 36 年墨田区条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

別表に次のように加える。

墨田区たちばな保育園	墨田区立花三丁目 2 1 番 1 6 号
墨田区八広保育園	墨田区八広三丁目 7 番 5 号

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(墨田区保育所条例の一部改正に伴う準備行為)

2 この条例の施行の日以後の墨田区保育所の設置及び運営に係る必要な手続その他の準備行為は、同日前においても、第 2 条の規定による改正後の墨田区保育所条例の規定の例により行うことができる。

(墨田区特別保育の利用に関する条例の一部改正)

3 墨田区特別保育の利用に関する条例（平成 15 年墨田区条例第 35 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「及び墨田区認定こども園条例（平成 28 年墨田区条例第 59 号）第 1

条の規定に基づき設置した墨田区認定こども園（以下「認定こども園」という。）」を削る。

第2条中「及び認定こども園」及び「又は認定こども園」を削る。

（墨田区保育所等の利用者負担額を定める条例の一部改正）

- 4 墨田区保育所等の利用者負担額を定める条例（平成27年墨田区条例第23号）の一部を次のように改正する。

第4条中「、墨田区認定こども園条例（平成28年墨田区条例第59号）第1条の規定に基づき設置した認定こども園」を削る。

（墨田区子ども読書活動推進条例の一部改正）

- 5 墨田区子ども読書活動推進条例（平成30年墨田区条例第45号）の一部を次のように改正する。

第7条中「保育所等」を「保育所」に改め、「及び墨田区認定こども園条例（平成28年墨田区条例第59号）に規定する認定こども園」を削る。

（提案理由）

保育環境及び社会情勢の変化を踏まえ、認定こども園を認可保育所へ移行させることに伴い、墨田区認定こども園条例を廃止し、墨田区保育所条例の一部改正を行うほか、その他の関係条例について、所要の規定整備をする必要がある。